

## 事業者向け支援策一覧（令和3年2月2日現在）

### 融資について

|     | 支援制度名                                   | 支援内容   | 対象者   | 問合せ先   | 実施主体         |
|-----|---|--|---|--|--------------|
| 実施中 | 大阪府新型コロナウイルス感染症対応資金（保証料等補助型）            | 融資限度額：4,000万円  | 府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた人  | 府商工労働部中小企業支援室金融課<br>☎06・6210・9508                                      | 府            |
| 実施中 | 大阪府新型コロナウイルス感染症対策資金（経営安定資金 危機関連）        | 融資限度額：2億円（うち、無担保8,000万円）                                       | 最近1か月間の売上高などが前年同月比で15%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高などが前年同期比で15%以上減少することが見込まれること   | 府商工労働部中小企業支援室金融課<br>☎06・6210・9508                                      | 府            |
| 実施中 | 大阪府新型コロナウイルス感染症対応緊急資金                   | 融資限度額：2億円（うち、無担保8,000万円）                                       | 府内において1年以上継続して事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、最近1か月の売上高が前年同月と比較して10%以上減少している人。またはセーフティネット保証4号・5号の対象者  | 府商工労働部中小企業支援室金融課<br>☎06・6210・9508                                      | 府            |
| 実施中 | セーフティネット保証4号                            | 申請者が融資を申し込む際、必要となる認定申請書の発行<br>融資限度額：2億円（うち、無担保8,000万円）         | 1年以上継続して事業を行っており、最近1か月の売上等が前年同月比で20%以上減少かつその後2か月を含む3か月間の売上等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。<br>※業歴3か月以上1年1か月未満の人も、一定の売上要件を満たす場合は対象   | 地域経済課（市役所4階）   | 信用保証協会       |
| 実施中 | セーフティネット保証5号                            | 申請者が融資を申し込む際、必要となる認定申請書の発行<br>融資限度額：2億円（うち、無担保8,000万円）         | 国が指定する業種に属する事業を営んでおり、最近3か月の売上等が前年同月比で5%以上減少<br>※業歴3か月以上1年1か月未満の人も、一定の売上要件を満たす場合は対象  | 地域経済課（市役所4階）   | 信用保証協会       |
| 実施中 | 危機関連保証                                  | 申請者が融資を申し込む際、必要となる認定申請書の発行                                     | 原則として、最近1か月間の売上高などが前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高などが前年同月比で15%以上減少することが見込まれている人<br>※業歴3か月以上1年1か月未満の人も、一定の売上要件を満たす場合は対象  | 地域経済課（市役所4階）   | 信用保証協会       |
| 実施中 | マル経融資                                   | 融資限度額：2,000万円<br>別枠：1,000万円<br>金利：0.9%当初3年間引下げ                 | 最近1か月間の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上、減少している。<br>※商工会議所などの長の推薦が必要   | 泉大津商工会議所<br>☎23・1111   | 信用保証協会       |
| 実施中 | 民間金融機関における実質無利子・無担保融資                   | 個人事業主など：保証料・金利ゼロ<br>小中規模事業者：保証料1/2もしくは保証料・金利ゼロ（売上減少要件により変わります） | 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した事業者（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた事業者）   | 中小企業金融相談窓口<br>☎0570・783183   | 国            |
| 実施中 | 新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する優遇融資 | 通常の融資条件からの貸付利率の引き下げなどの優遇措置                                     | 新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた福祉関係施設<br>・前年同期などと比較して減収若しくは利用者が減少又は自治体からの休止要請に対応など、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた場合<br>・施設利用者又は従業員及びその家族に、新型コロナウイルスの感染者が出たことによる休業などにより、減収となった入所施設（地域密着型を除く） | 福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル<br>☎0120・343・862<br>☎03・3438・0403<br>（携帯電話等でつながらない場合） | 独立行政法人福祉医療機構 |

## 事業者向け支援策一覧（令和3年2月2日現在）

|                       | 支援制度名                | 支援内容  | 対象者  | 問合せ先  | 実施主体 |
|-----------------------|----------------------|---|--|---|------|
| <b>給付金について</b>        |                      |   |  |   |      |
|                       | 支援制度名                | 支援内容  | 対象者  | 問合せ先  | 実施主体 |
| <b>申請受付終了</b>         | 持続化給付金               | ※本支援制度は、1月15日で受付終了しました。<br>法人：最大200万円、個人事業者など：最大100万円（申請）   | 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人などで新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%以上減少している人  | 持続化給付金事業コールセンター<br>☎0120・115・570（8月31日以前に申請した人）<br>☎0120・279・292（9月1日以降に新規申請した人）  | 国    |
| <b>申請受付終了</b>         | 家賃支援給付金              | ※本支援制度は、1月15日で受付終了しました。<br>申請時の直近の支払賃料（月額）に基づき最大6か月分補助<br>法人：最大600万円、個人事業者：最大300万円  | 中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者などで5月～12月において、①いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少、②連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少  | 家賃支援給付金コールセンター<br>☎0120・653・930<br>（詳細はホームページへ）   | 国    |
| <b>実施中</b>            | （仮称）大阪府営業時間短縮協力金     | 1月14日～2月7日の25日間、営業時間短縮等の要請を遵守した府全域の飲食店等に対し、大阪府が協力金を支給。<br>【協力金】1店舗あたり150万円（6万円×25日）<br>※ただし、1月18日から要請を遵守している場合は、126万円（6万円×21日）<br>※令和3年2月8日申請受付開始予定 | 次の①～⑤の全てを満たす事業者<br>①大阪府域に飲食店・遊興施設（食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗）を有すること<br>②午後8時～午前5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、午前5時～午後8時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供は午前11時～午後7時までとすること<br>③1月14日～2月7日の25日間、営業時間の時短要請を遵守していること（ただし、準備期間が必要であるため、1月18日から要請を遵守している場合も対象）<br>④2月7日までに感染防止宣言ステッカーを導入していること（感染防止宣言ステッカーを導入していない期間は休業していることが必要）<br>⑤営業に関する必要な許認可などを取得していること | 【協力金について】<br>○（仮称）大阪府営業時間短縮協力金コールセンター<br>☎06・6210・9525<br><br>【営業時間短縮要請・感染防止宣言ステッカーについて】<br>○緊急事態措置コールセンター<br>☎06-4397-3268 | 府    |
| <b>助成について</b>         |                      |   |  |   |      |
|                       | 支援制度名                | 支援内容  | 対象者  | 問合せ先  | 実施主体 |
| <b>実施中</b>            | 雇用調整助成金              | 労働者1人あたり月額1万5,000円（休業手当相当分を最大全額助成）（適用期間：12月31日まで）   | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながら、従業員を解雇せず雇用を維持した事業主   | 大阪労働局助成金センター<br>☎06・7669・8900   | 国    |
| <b>実施中</b>            | 小学校休業等対応助成金（労働者雇用）   | 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額10/10（適用期間：令和2年2月27日～12月31日）  | ガイドラインに基づき臨時休業などをした小中学校などに通う子どもの世話を保護者として行う労働者に対し、年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業   | 学校等休業助成金・支援金受付センター<br>☎0120・60・3999   | 国    |
| <b>実施中</b>            | 小学校休業等対応助成金（フリーランス用） | 小学校など休校で休業したフリーランスに一日あたり7,500円（適用期間：令和2年2月27日～12月31日）   | 小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者  | 学校等休業助成金・支援金受付センター<br>☎0120・60・3999   | 国    |
| <b>納税猶予・減免・免除について</b> |                      |   |  |   |      |
|                       | 支援制度名                | 支援内容  | 対象者  | 問合せ先  | 実施主体 |
| <b>実施中</b>            | 納税の猶予制度              | 新型コロナウイルス感染症の影響などにより納税が困難な納税者に対し、納税の猶予制度（徴収の猶予または換価の猶予）が適用される場合あり。  | 財産損失や事業の休廃止など、一定のケースに該当する納税者   | 税務課納税係（市役所1階5番窓口）   | 市    |

## 事業者向け支援策一覧（令和3年2月2日現在）

|     | 支援制度名   | 支援内容  | 対象者   | 問合せ先                 | 実施主体 |
|-----|---|---|---|----------------------|------|
| 実施中 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置 | 事業用資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準額を2分の1またはゼロ。<br>（注1）土地に係る固定資産税及び都市計画税は軽減対象外。<br>（注2）申告書については、認定経営革新等支援機関等の確認が必要。<br>（申請期限：令和3年2月1日（消印有効））  | 令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間に比べて30%以上減少している中小企業者など<br>※中小企業者などは…<br>個人：常時使用する従業員数が1,000人以下<br>法人：資本金または出資金の額が1億円以下、資本または出資を有しない場合は、常用使用する従業員が1,000人以下。大企業の子会社は対象外。 | 税務課固定資産税係（市役所1階5番窓口） | 市    |
| 実施中 | 生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例措置の拡充                   | 市の導入促進計画に基づく先端設備等導入計画を策定し、市の認定を受け、新たに取得した設備に係る固定資産税の軽減対象資産に、令和2年4月30日以降に取得した事業用家屋及び構築物を追加。なお、軽減対象資産の固定資産税は取得後3年間、課税標準額はゼロ。<br>（注1）市の認定後に取得した資産で、軽減対象とするためには個別に要件あり。<br>（注2）事業用家屋に係る都市計画税は軽減対象外。 | 個人：常時使用する従業員数が1,000人以下<br>法人：資本金または出資金の額が1億円以下、資本または出資を有しない場合、常用使用する従業員が1,000人以下（同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人や2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人は対象外）                                  | 税務課固定資産税係（市役所1階5番窓口） | 市    |

### 相談窓口について

|     | 支援制度名         | 支援内容   | 対象者          | 問合せ先         | 実施主体       |
|-----|---------------|--|--------------|--------------|------------|
| 実施中 | 事業者向け無料経営相談窓口 | 新型コロナウイルス感染症におけるさまざまな支援策の活用や資金繰りの悩みなどを中小企業診断士がサポートする相談窓口 | 中小企業者・小規模事業者 | 地域経済課（市役所4階） | 大阪府よろず支援拠点 |